

大阪府電子入札心得（物品関係）第12条第11号の
入札無効等について

大阪府が締結する物品関係の入札については、大阪府電子入札心得（物品関係）第12条第11号において、「同一の入札について、2以上の入札をした者」は、入札を無効とする旨を規定しています。

以下のいずれかの関係にある者同士が同一の入札に参加することは当該要件に該当し、入札は無効となり、入札参加停止措置の対象となりますのでご注意ください。

- (1) 事業所を同じくする者
- (2) 代表者を同じくする者

上記(1)(2)以外でも、「同一の入札について、2以上の入札をした者」と実質的に同視され、入札の公正を害すると認められる入札参加者間の人的関係、物的関係等については、同心得に則り厳正に対応することになりますので十分ご注意ください。

なお、上記の関係でない者同士であっても、公正な入札確保の観点から、同心得第3条において、他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談や価格の開示を行ってはならないとされており、これに反した場合、入札の無効や入札参加停止措置など厳正に対応することになりますので併せて申し添えます。

大阪府電子入札心得（物品関係）（抜粋）

（公正な入札の確保）

第3条

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札